

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

電子帳簿保存法改正の 最新情報

電子帳簿保存法 改正のポイント



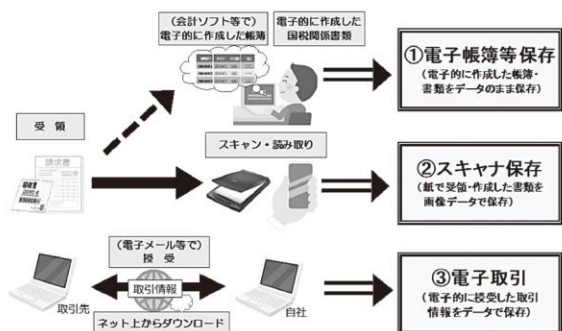
現代社会では、様々な分野でデジタル化が進んでいます。とりわけ税務の世界では、会計のデジタル化が喫緊の課題となっています。そこで注目されているのが、電子帳簿等保存制度の改正による新たな制度です。電子帳簿保存法は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存の3つに分類されますが、改正により、①及び②では事前承認申請手続の廃止や保存要件の緩和をはじめ、不正行為に対する罰則規定の厳格化などが行われています。また、③は企業規模に関わらず、全ての事業者に影響する改正が行われています。

令和3年度及び5年度に大きな改正が行われていますので、適用される時期に留意しましょう。

1 電子帳簿等保存法の概要

各税法で、原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法は3つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリには、異なる取り扱いがありますので、それぞれを個別に理解する必要があります。



出典：国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」令和3年

① 電子帳簿等保存（希望者のみ）

会計ソフトなどを使用して電子的に作成した帳簿書類について、電子データのまま保存することができる制度です。

※一定の要件があります。

② スキャナ保存（希望者のみ）

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）をスマホやスキャナで読み取って電子データを保存することができる制度です。

※一定の要件があります。

③ 電子取引データ保存（すべての事業者が対象）

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合に、その電子データ（電子取引

データ）を保存しなければならない制度です。ルールに従った保存を行う必要があります。

2 電子帳簿等保存の改正ポイント

① 税務署長の事前承認制度の廃止（令和3年度改正）

電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に所轄税務署長の承認が必要とされていましたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用されます。

② 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置（令和3年度改正）

本措置の適用を受ける旨の届出書を事前に税務署長に提出し、一定の国税関係帳簿（※1）について「優良な電子帳簿の要件（※2）」を満たしてデータを保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置が講じられました。令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。ただし、申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。

（※1）所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいう。

（※2）「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、①訂正削除履歴の保存、②帳簿間の相互関連性、③日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している帳簿をいう。

③ 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲の拡大（令和5年度改正）

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について見直されました。なお、消費税については変更ありません。

- 見直し前** ①仕訳帳、②総勘定元帳、
③その他必要な帳簿(全ての青色関係帳簿)
- 見直し後** ①仕訳帳、②総勘定元帳、
③その他必要な帳簿(以下の記載事項に係るものに限定)

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費(法人税は、資金・給料・法定福利費・厚生費を除く。)に関する事項	仕入帳、経費帳、資金台帳(所得税のみ)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	売掛帳
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	買掛帳
手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項(当座預金を除く。)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項(法人税のみ)	有価証券受払い簿(法人税のみ)
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

出典：国税庁「電子帳簿保存法の内容が改正されました～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～」

④ 最低限の要件を満たす電子帳簿の電磁的記録による保存(令和3年度改正)

正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録される電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能となりました。令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用されます。システム関係書類等や操作マニュアルの備付けなど、一定の要件を満たす必要があります。

3 スキャナ保存の改正ポイント

① 税務署長の事前承認制度の廃止(令和3年度改正)

②の電子帳簿等保存と同様に、事前の承認が不要となりました。令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用されます。

② 要件緩和(令和3年度改正)

次の要件が緩和され、令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用されます。

- タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
- 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要となりました。
- 適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等)が廃止されました。

③ 要件緩和(令和5年度改正)

次の要件が緩和され、令和6年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用されます。

- 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに係る情報の保存を必要とする要件が廃止されました。なお、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件に変更はありません。
- スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました。
- スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が「重要書類」

に限定されることとなり、「一般書類」については相互関連性の確保が不要となりました。

④ スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置(令和3年度改正)

スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

4 電子取引データ保存の改正ポイント

① 電磁的記録の出力書面等の保存をもって電磁的記録の保存に代える措置の廃止(令和3年度改正)

令和4年度で措置された、電子取引の取引情報に係る電磁的記録は電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができるという措置は廃止されます。令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんが、令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

② 要件緩和(令和3年度改正)

- タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存」と同趣旨の改正が行われました。令和4年1月1日以後行う電子取引について適用されます。
- 基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました(有恕措置)。令和4年1月1日以後行う電子取引について適用されます。

③ 要件緩和(令和5年度改正)

- 上記②(2)のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、対象者が見直されました。令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。
 - 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間の売上高が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」の事業者者に拡大されました。
 - 「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている事業者」も対象者となります。

④ 新たな「猶予措置」の整備(令和5年度改正)

次の(イ)・(ロ)の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

- 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要)。
- 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合。

ここに注目!

上記②(2)の有恕措置では、「電子取引データのダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記④の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、「電子取引データのダウンロードの求め」にも応じる必要があります。